

## 【ウルグアイからの陸路での入国制限措置の延長等】ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2020年4月23日

### 【ポイント】

- ◎4月20日、ブラジル政府は、ウルグアイからブラジルへの陸路での入国に関する制限措置を30日間延長する政令第195号（注）を公布したところ、概要は以下のとおりです。
- ◎ブラジル政府は、外国人がブラジル国際空港制限区域内において、トランジットのために6時間以上滞在する場合、空港内感染防止対策の観点から、同制限区域内ホテル利用を強く推奨。
- ◎「ブラジルに滞在する邦人実態把握調査」の登録及び更新（帰国予定時期の登録を含む）のご協力をお願いします。<https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8>
- ◎日本国政府はブラジルの感染症危険レベルについてレベル3「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」を発出しています。ブラジルを出国する航空便は減便・休便が進んでいます。現在ブラジルに一時的に滞在されている方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早期の出国をご検討ください。

### 【本文】

#### ●（ウルグアイからの陸路での入国制限措置）

4月20日、ブラジル政府は、ウルグアイからブラジルへの陸路での入国に関する制限措置を30日間延長する政令第195号（注）を公布したところ、概要は以下のとおりです。

（注）ブラジル政府は、前回、3月22日にウルグアイからのブラジルへの陸路での入国を30日間制限する措置を規定した政令第132号（下記参照）を公布しました。今回の政令第195号は、同制限措置の期間を30日間延長するものです。

<http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-195-de-20-de-abril-de-2020-253195231>

1 ウルグアイからのブラジルへの外国人の陸路による入国に関する例外的かつ一時的な制限を、2020年3月22日付政令第132号第2条の規定（注）に基づき、ここに30日間延長する。

（注）同条では、衛生庁（ANVISA）の推奨を受けて入国制限措置を延長する可能性について規定。

2 この政令の実施については、3月22日付政令第132号の規定及び例外規定が維持される。

3 この政令は公布日から施行する。

（参考：3月22日付政令第132号）

1 衛生庁（ANVISA）推奨のとおり、ウルグアイからの外国人の入国について、例外的かつ一時的に制限する。

2 新型コロナウイルスのヒト間感染を受けた、WHOによる国際的に重要な公衆衛生上の緊急事態宣言（本年1月30日付）を踏まえ、国家安全保障と社会防衛を国家政策の原則とする。

3 2018年6月11日付の、国民の生活に影響を与える可能性のある緊急事態におけるリスク予防と軽減に係る法に準拠する。さらに、2020年3月11日付の保健政策を効果的に実施するための保健省省令、及びANVISAによる推奨に準拠する。

4 本令の公布日から30日間、ウルグアイからの外国人の陸路による入国を制限する。この制限は、ANVISAの技術的・合理的見地による推奨に基づき、延長することができる。

5 ただし、次の者には適用されない。

注：以下（2）、（3）はこれまでの南米周辺国の陸路入国制限には無い記載。

（1）生来のブラジル人及び帰化したブラジル人

(2) 生来のブラジル人及び帰化したブラジル人の配偶者・事実婚者 (companheiro) であるウルグアイ人

(3) ブラジル人の子を持つウルグアイ人

(4) ブラジルに居住している外国人

(5) 正式に認定された国際機関のミッションによる外国人専門家

(6) ブラジル政府の認定を受けた外国人職員

6 また、次の活動を妨げない。

(1) 法に従う貨物輸送

(2) 保健当局によって認可された国境を越えた人道的行動

(3) 国境地域に住む住民 (国境地域に住む証明書, あるいはその他の証拠文書を示すことが必要) の往来

● (ブラジル空港国際トランジット制限区域内における長時間の滞在)

4月17日付領事メールにて、「人道及び公衆衛生上の観点から、外国人渡航者は、ブラジル空港国際トランジット制限区域内における6時間以上滞在を予定する場合、ホテル (例: TRYP by Wyndham Sao Paulo Guarulhos Airport (グアルーリョス国際空港 (GRU) ターミナル3内)) の事前予約がない場合、トランジットのためのブラジルへの渡航自体が許可されない」旨をお知らせしました。

この点に関し、ブラジル政府に対して詳細を照会していたところ、4月22日、「外国人渡航者が、ブラジル空港国際トランジット制限区域内における6時間以上滞在を予定する場合、空港内感染防止対策の観点から、同制限区域内ホテル利用を強く推奨するとの趣旨である」旨の再回答を得ましたので、お知らせいたします。

●在ブラジル大使館、総領事館及び領事事務所では、現在のブラジルにおける新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、ブラジル国内に滞在中の日本国籍を有する方々の在留状況等を正確に把握するため以下の入力フォームへのご登録、情報更新をお願いしています。

<https://forms.gle/5DE749RxdTh6qBit8>

なお、既にご登録頂いた方で、以下に該当される方は、随時最新情報へのアップデートにご協力をよろしくお願い申し上げます。更新作業は1~3分で終了いたします。下記の要領にてご作業ください。

○ご家族を含めてすでにご帰国をされた方:

各項目で「帰国済み」への変更をお願いします。

○「5月以降」ご帰国予定と回答された方:

まもなく、5月になりますので、「5月中」、「6月中」、「7月以降」の項目を追加しました。現時点でのご予定をご選択ください。

○その他ご帰国予定の方

上記同様に情報のアップデートをお願いします。

#### 【作業要領】

1 前回ご登録いただいたメールアドレスへ送付された以下のメールを検索。

送付元: forms-receipts-noreply@google.com

件名: ブラジルに滞在する邦人実態把握調査

2 メール本文上段にある「回答を編集」を押下する。

3 更新箇所 (ご自身やご家族の滞在状況) を編集する。

4 最後に画面の最下段にある「送信」を押下する。

●東京医科大学病院渡航者医療センターにおいて、海外在留邦人向け「新型コロナウイルス感染症よろず相談窓口」が開設されています。窓口の案内は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の流行の中で、現地滞在を継続中の在留邦人の方も多いと思います。各国で独自の対策が行われていますが、平時に比べ、現地医療機関や職場内でも相談体制が整わない状況が予想されます。そこで、当センターでは、海外在留邦人の皆さまを対象

に、「新型コロナウイルス感染症 よろず相談窓口」を開設しました。

新型コロナウイルス感染症に関して健康上ご心配なことがありましたら、電子メールでご相談ください。当センターの医師・看護師がお答えいたします。

<対象者> 海外在留邦人

<相談員> 渡航者医療センター医師・看護師

<費用> 無料

<相談方法>

東京医科大学病院 渡航者医療センター: [travel3@tokyo-med.ac.jp](mailto:travel3@tokyo-med.ac.jp)

上記アドレス宛に1)～5)をご記載のうえ、お送りください。

- 1) お名前 あるいはイニシャル (姓・名)
- 2) 滞在国・都市名
- 3) ご年齢
- 4) 性別
- 5) 新型コロナウイルス感染症に関する健康相談内容 (300文字まで)

<注意>

- ・ 日本国内から可能な範囲で、ご相談をお受けします。
- ・ なるべく早いお返事を心がけますが、時差等ございますので、長くて2～3日を要する場合がありますことをご理解ください。
- ・ 質問内容によっては当方ではお答えできないものもあります。

#### ●公的年金受給のための在留証明

日本年金機構は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、提出期限が令和2年2月末日以降である「現況届」が提出期限までに提出されなかった場合でも、当面の間、年金の支払いを止めない取扱いとなりました。」と発表しています。現況届の添付書類として在留証明を必要とされている方については、後日、状況が落ち着いてから来館いただくことをお勧めします。

日本年金機構のお知らせ

【年金を受けている皆様へ】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200313.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20150129.html>

●現在、在ブラジル日本国大使館及び総領事館は、感染防止の観点から、業務体制を縮小しております。領事サービスには、可能な限り対応を行っていますが、お問い合わせ等への対応に通常よりも遅れが生じる場合がございますところ、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

●万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は下記公館までご連絡ください。

- ・ 在ブラジル大使館 ([https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州)
- ・ 在サンパウロ総領事館 ([https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域)
- ・ 在クリチバ総領事館([https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(パラナ州、サンタ・カタリーナ州)
- ・ 在ベレン領事事務所 ([https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(パラ州、マラニョン州、アマパ州、ピアウイ州)
- ・ 在リオデジャネイロ総領事館 ([https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(リオデジャネイロ州、エスピリト・サント州、ミナス・ジェライス州)
- ・ 在ポルトアレグレ領事事務所 ([https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000040.html](https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html))  
(リオ・グランデ・ド・スール州)
- ・ 在マナウス総領事館 ([https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(アマゾナス州、 Rondônia州、ロライマ州、アクレ州)

・在レシフェ総領事館 ([https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))  
(セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライバ州)

【参考】

●新型コロナウイルス関連情報

在ブラジル日本大使館のウェブサイトに「新型コロナウイルス関連情報」のページを作成し、これまでに発出した新型コロナウイルス関連の領事メールなどを掲載しておりますので、情報収集にご利用ください。

[https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus.html](https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus.html)

●現在、各航空会社は、ブラジル出発便や日本への帰国便も含め、減便及び運休等の措置をとっています。在留邦人の皆様に向けた参考情報として、ブラジル出発便等に関する情報を以下のリンクのとおり当館サイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

[https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00074.html](https://www.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00074.html)

●また、運航している便についても、経由地において乗客に対する措置等が課されている場合がありますので、その関連情報については下記サイトをご参照ください。

新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）【外務省】

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

●なお、日本到着時には必ず検疫が実施されますので、検疫等の措置については、以下の厚生労働省のホームページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

●ブラジル保健省新型コロナウイルス感染症関連情報

<http://plataforma.saude.gov.br/novocoronavirus/#COVID-19-brazil>

●さらに昨今の新型コロナウイルスの拡大を受け、各国は出入国管理や検疫を厳格化しているとされ、渡航先における情報を迅速に入手するためには、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしくお願いたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp